

PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策に係る 今後のスケジュール等（案）

1. PCB 特措法の一部を改正する法律案について

今国会に PCB 特措法の一部を改正する法律案の提出を目指して現在検討作業を進めているところ。

（現在検討中の主な内容）

○PCB 廃棄物処理基本計画の閣議決定

政府一丸となって取り組むため、PCB 廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

○高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け

保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては、命令ができることとする（このため、使用中の高濃度 PCB 使用製品についても、所有事業者に、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け）。

○報告徴収・立入調査権限の強化

PCB 特措法に基づく届出がなされていない高濃度 PCB 廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入調査の権限を強化する。

○高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

2. PCB 廃棄物処理基本計画の変更について

今般の追加的方策を踏まえた基本計画の変更について検討する。

（スケジュール）

3月 第17回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会
（基本計画変更の検討開始）

5月 第18回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

6月 第19回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

7月 第20回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会
（基本計画変更案の取りまとめ）

3. PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会の開催について

環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の連携による追加的方策の具体的な取組等について意見交換を行うとともに、取組状況のフォローアップを定期的実施する。

（スケジュール）

3月 地域版 PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会の開催（5地域ごとに）

4月 全国版 PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会の開催

以降、半年に1回の開催頻度にて順次開催。

4. 追加的方策の実施状況及び進捗状況に係るフォローアップ

PCB 廃棄物の処理期間を考慮すると、当面、半年に一度のペースで PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を開催し、追加的方策の実施状況及び進捗状況をフォローアップすることが適当である。

（スケジュール）

7月 第20回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会
（第1回 追加的方策のフォローアップ）

来年2月 第21回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会
（第2回 追加的方策のフォローアップ）